

条	柱書	条文案
「第4章 議会・行政」の前半部分		
1	市議会の役割と責務	
		住民の直接選挙により信託を受けた議員による市議会は、公益の実現に努めます。
		2 市議会は、意思決定、市政監視等にあたり、市民の意見を尊重します。
		3 市議会は、まちづくりに係わる情報を市民と共有して、豊かなまちづくりを目指します。
		4 本条に定めのない事項は法の定めるところによります。
2	市議会議員の責務	
		議員は、市民意見を尊重して、政策立案・審議能力の向上を図ります。
		2 議員は、市政を監視し、明快にその結果を市民に伝える責務を負います。
		3 議員は、市政情報を適時、適切に市民に提供し、かつ、市民にわかりやすく説明します。
3	市長の責務	
		市長は、直接選挙で選ばれた本市の代表として、その責任の重さを自覚し、公正かつ誠実に市政を執行します。
		2 市長は、憲法に定める地方自治の本旨を尊重し、かつ、本条例を遵守します。
		3 市長は、執行機関の最高責任者としての責務を負い、効率的かつ効果的な行政運営を行い、市民の負託に応えます。
4	市職員の責務	
		市職員は、法令を遵守し、本条例の趣旨に即り職務を遂行します。
		2 市職員は、市民全体の為に働く者として、公正に職務を遂行し、その能力の向上を図ります。
「第5章 住民投票」		
1	住民投票	
		本市の将来に重大な影響を及ぼす事案は住民投票を行い、その結果を尊重します。
		2 住民投票の詳細は別途定めます。
「第7章 条例の実効性の確保」		
1	推進会議の設置	
		本条例の推進状況検証を目的に、市民による推進会議を設置します。
		2 推進会議は、本条例の推進に関する調査・審議等を行い、市長に意見を述べることができます。
		3 推進会議の詳細は別途定めます。
2	条例の改正手続き	
		市長及び市議会は、推進会議の意見を参考にして、本条例の改正を発議することができます。
		2 本条例の改正に関する手続きは別途定めます。

(ご参考)用語の定義

住民:本市に住民登録している個人

市民:住民に加え本市内で活動する団体等及び通勤者・学生等